

みやぎ食の安全安心推進条例をここに公布する。

みやぎ食の安全安心推進条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 食の安全安心基本計画(第6条)
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策(第7条—第14条)
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議(第15条—第20条)
- 第5章 雑則(第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全安心」という。)の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者(以下「関係者」という。)による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。
- (2) 生産者・事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- (3) 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)、水道法(昭和32年法律第177号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、食品表示法(平成25年法律第70号)その他食の安全安心に関連する法令(条例及び規則を含む。)で現に効力を有するものをいう。

(平26条例63・平27条例19・平29条例69・令2条例11・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程(以下単に「一連の過程」という。)において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

(生産者・事業者の責務)

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全安心の確保に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(令8条例24・一部改正)

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を公表するものとする。

(令8条例24・一部改正)

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

(1) 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。

(2) 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。

(3) 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。

(4) その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令8条例24・一部改正)

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年条例第63号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成27年条例第19号)

この条例は、公布の日又は食品表示法(平成25年法律第70号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

附 則(平成29年条例第69号)

この条例は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成29年法律第70号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成30年4月1日)

附 則(令和2年条例第11号)

この条例は、公布の日又は肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第62号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝令和2年12月1日)

附 則(令和8年条例第24号)

この条例は、令和8年9月1日から施行する。